

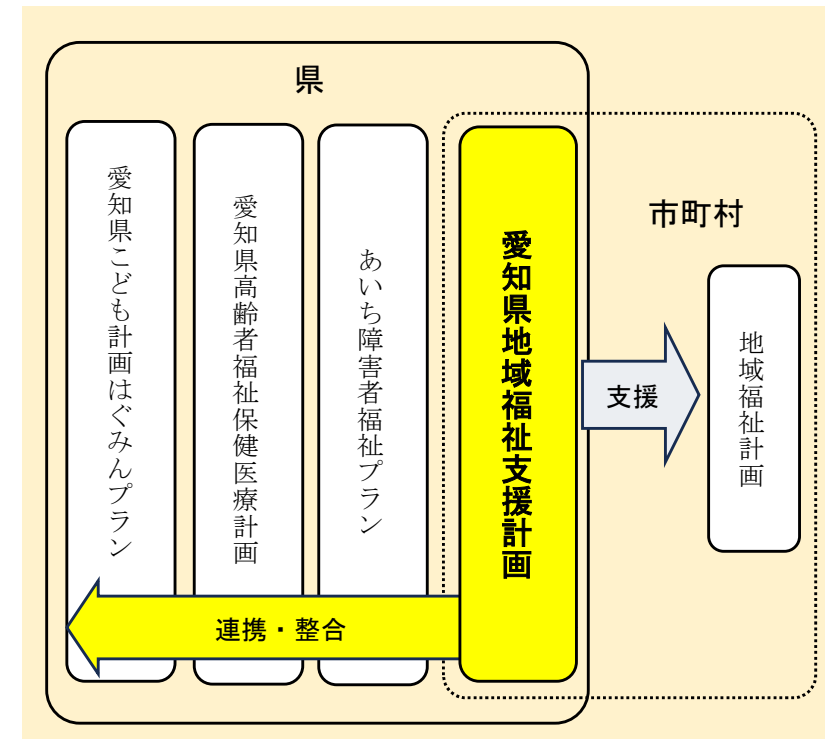
第1章 計画の概要

1 策定経緯

- 本県では、社会福祉法第108条第1項の規定に基づき、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」を策定しています。
- これまで、福祉・保健・医療施策全体の基本指針である「あいち福祉保健医療ビジョン2026」を都道府県地域福祉支援計画として位置付けていたところ、同ビジョンの計画期間満了に伴い、新たに「愛知県地域福祉支援計画（仮称）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第108条第1項の規定に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、「あいち障害者福祉プラン」、「愛知県高齢者福祉保健医療計画」、「愛知県子ども計画 はぐみんプラン」など、個別計画との連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むべき事項を定めます。



3 計画期間

関連する福祉分野の主な計画との整合性を図りつつ、施策を推進していく必要があることから、見直し時期の連動性を考慮し、2027年度から2032年度までの6年間とします。

<参考>関連する福祉分野の主な計画に係る計画期間

計画の種類	本県が策定している計画	計画期間
障害者基本法に基づく「障害者計画」	あいち障害者福祉プラン	2027年度から2032年度までの6年間
障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」 児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」		2027年度から2029年度までの3年間
老人福祉法に基づく「老人福祉計画」 介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」	愛知県高齢者福祉保健医療計画	2027年度から2029年度までの3年間

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

現状

項 目	視 点
社会情勢の変化	○将来人口の減少 ○高齢化、少子化の進行、生産年齢人口の減少 ○地域別の人口動向 ○世帯の多様化・小規模化（平均世帯人員数の減少、単身世帯の増加） ○外国人住民の増加、多国籍化 ○労働力と働き方の広がり ○自然災害の頻発・激甚化、南海トラフ地震への懸念 ○先進的技術の革新
福祉的な支援を必要とする方の状況	○要介護・要支援認定者、認知症高齢者の増加 ○障害のある人の状況 ○独居高齢者の増加、頼れる身寄りのない高齢者の状況 ○生活困窮者等の状況（生活保護、子どもの貧困率等） ○制度の狭間にいる人の状況（ヤングケアラー、ひきこもり等） ○高齢者・障害者・児童に対する虐待件数の増加
地域社会における担い手の状況	○地域福祉を担う人材の状況（民生委員・児童委員、ボランティア等） ○福祉現場における状況

課題

- 人口減少の進行や世帯の多様化・小規模化、頼れる身寄りのない高齢者の状況など社会情勢や福祉的な支援を必要とする方の状況の変化による福祉ニーズのさらなる多様化・複雑化
- 労働力人口の減少による、地域社会における福祉分野の担い手不足の深刻化
- 多様で複雑な福祉ニーズに対応するため、福祉サービスの適切な利用に向けた仕組みの必要性

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

「ともに支え合い、つながりながら、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」

- 人口減少の進行、単身世帯や頼れる身寄りのない高齢者の状況といった社会情勢等の変化により、多様化・複雑化する福祉ニーズに包括的に対応し、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。
- 地域社会の担い手不足が懸念される中、福祉人材の養成・資質向上、地域で活躍する人材の確保等に取り組み、持続可能な地域福祉の推進を目指します。
- 福祉サービスのより一層の充実を図りつつ、世代や分野を越えて行政、支援機関、民間企業、地域住民などの多様な主体が参画し地域を共に創っていく「地域共生社会」、そして一人ひとりがその人らしく活躍する「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指します。

2 施策の体系

課 題

- 人口減少の進行や世帯の多様化・小規模化、頼れる身寄りのない高齢者の状況など社会情勢や福祉的な支援を必要とする方の状況の変化による福祉ニーズのさらなる多様化・複雑化

- 労働力人口の減少による、地域社会における福祉分野の担い手不足の深刻化

- 多様で複雑な福祉ニーズに対応するため、福祉サービスの適切な利用に向けた仕組みの必要性

基本方策・施策の方向性

1 分野にとらわれない支援体制づくり

- (1) 包括的支援体制の整備
- (2) 分野横断的、制度の狭間の課題への対応

2 一人ひとりの尊厳を尊重し、共に支え合う地域づくり

- (1) 高齢、障害、子ども・子育て分野における重点施策の推進
- (2) 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- (3) 民間による地域福祉活動への支援
- (4) 人権を尊重した社会の推進
- (5) 災害時の福祉支援の充実

3 地域を支える多様な人づくり

- (1) 地域で活躍する人材の確保
- (2) 福祉人材の養成と資質向上
- (3) 福祉の職場への就業・定着の促進

4 福祉サービスを支える基盤づくり

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 福祉サービスの質の確保

第4章 施策の展開

基本方策	施策の方向性	主な取組
1 分野にとらわれない 支援体制づくり	(1) 包括的支援体制の整備	○市町村による重層的支援体制整備事業の実施等への支援（市町村地域福祉計画の策定支援） ○地域包括ケアシステムの推進 ○小規模市町村における包括的支援体制の整備促進【社福法改正1①】
	(2) 分野横断的、制度の狭間の課題への対応	○生活困窮者への支援（生活支援、就労支援、学習支援、居場所づくり、自殺対策等） ○ひきこもり状態にある人、ヤングケアラー、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等への支援 ○独居高齢者、頼れる身寄りのない高齢者への支援【社福法改正1③】 ○外国人県民が安心して暮らせる環境づくり ○住宅確保要配慮者への支援
2 一人ひとりの尊厳を 尊重し、共に支え合 う地域づくり	(1) 高齢、障害、子ども・子育て分野における重点施策の推進	各個別計画の重点施策のうち地域づくりに資する取組（社会参加や多様な主体との協働）を記載 【例】（高齢分野）住民主体である「通いの場」への参加促進 （子ども・子育て分野）子ども・若者の意見反映の取組の推進
	(2) 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	○人にやさしい街づくりの推進 ○認知症バリアフリーの推進 ○ヘルプマークの活用と普及啓発 ○パーキング・パーミット制度の推進
	(3) 民間による地域福祉活動への支援	○住民の地域活動への参加促進 ○ボランティア活動への支援
	(4) 人権を尊重した社会の推進	○人権教育・啓発の推進 ○障害のある人への差別解消に向けた取組の推進 ○福祉教育の推進、インクルーシブ教育システムの推進 ○高齢者・障害者・児童への虐待の防止 ○DV防止・被害者支援 ○犯罪被害者等への支援
	(5) 災害時の福祉支援の充実	○災害時福祉提供体制の確保【社福法改正3②】 ○災害時要配慮者への支援の推進 ○感染症拡大防止の推進

第4章 施策の展開

基本方策	施策の方向性	主な取組
3 地域を支える多様な人づくり	(1) 地域で活躍する人材の確保	○民生委員・児童委員活動への支援、制度の周知 ○地域生活課題の解決に向けて活動する専門職への支援
	(2) 福祉人材の養成と資質向上	○保育・介護等福祉人材の育成 ○資質向上への支援
	(3) 福祉の職場への就業・定着の促進	○福祉人材の就業・定着支援（福祉人材センターの機能強化等） ○福祉人材への修学資金貸与 ○介護現場等の生産性向上・経営改善への支援【社福法改正2①】
4 福祉サービスを支える基盤づくり	(1) 権利擁護の推進	○意思決定支援の推進 ○日常生活自立支援事業の推進【社福法改正1③】 ○成年後見制度の利用促進【社福法改正1④】 ○高齢者等の消費者被害防止の推進
	(2) 福祉サービスの質の確保	○事業者に対する助言・指導 ○介護テクノロジーの導入支援（ICT・介護ロボット等）

第5章 計画の進行管理

- 地域福祉に係る施策の推進状況を確認するため、各体系における主な取組の実施状況等を進捗管理する指標を設定することとします。
- これらの指標の進捗状況や評価については、「愛知県社会福祉審議会」において報告することとし、同審議会での意見や施策の実施状況、今後の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、計画期間中に計画内容や指標、目標値の見直しを図るなど適切な進行管理を行います。